

11月定例教育委員会議事録

平成23年11月18日(金)10:00~

委員長 おはようございます。ただいまより平成23年11月定例教育委員会を開会します。よろしく申し上げます。教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。それではお手元の日程表をご覧くださいと思います。まず、教育長の方から一般報告がございます。議事といたしまして、議案第1号鳥取県教育審議会委員の任命について他2件、報告事項といたしまして、報告事項ア平成24年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験実施要項について他9件でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい。では、教育長から一般報告をお願いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。そうしますと一般報告をさせていただきます。10月25日に今年2回目となります市町村教育行政連絡協議会を行いました。教育長さんと恒例の意見交換ということでありまして、県議会等で話題になりました不登校の問題とか、そうしたことを話したり、あるいは来年度の予算要求に向けて、こちらの考え方を説明いたしました。コミュニケーションをとる良い機会だというふうに思っております。10月26日には、ミン・ビョンヒ教育監がお帰りになられてすぐ後でしたけれども、今度は江原道から子どもたち約20人、先生方も含めましてみえられました。学校訪問、あるいは高校生は高校生同士の意見交換等を行いました。この場にも子どもたちが来たんですけれども、例えば中学生は、日本は自分の意思で自分の高校を選ぶことができるというのを聞いたらびっくりしてしまいましたし、まず、中学校が男女共学だということに驚いていたようですね。それから、来る途中に風力発電があったけれども、エネルギー政策をどう考えているのかとか、それから、鳥取県の自立した子どもづくりというのはどう考えているのかとかですね、なんか非常に難しい質問もあったりして、案外素直にものを考えたり、ダイレクトに質問してくるなと思いました。良い交流ができたんだろうと思っております。

それから、10月27日には人事委員会と懸案でありました給料表一本化について意見交換を行いました。結果的に11月1日にお手元にお配りしましたような形で一本化について勧告が出ました。出ましたと言うか、そういう表現になっております。なかなかうまく解決策がお互いに見つからないというところの中で、今後はもっと教育委員会の努力をお願いしたいというところで終わっておりまして、一応この問題については、人事委員会の方としては最終見解ではないかなというふうに思っております。それから同じ日、県医師会と県教育委員会との意見交換会を行いました。今後の協力体制、インフルエンザへの対応とかいうことも話し合いを行いました。10月29日第31回全国豊かな海づくり大会がございました。天皇皇后両陛下が到着後、すぐに鳥取養護学

校に訪問なさいましたので、委員長と私、お出迎えしまして、それから視察に同行いたしました。そしてお見送りをいたしました。子どもたちに本当に心から触れ合っていたかきまして、膝を折り曲げて、体が本当にひつつくようなかたちで声をかけていただきましたし、中にはじいじと言って髪を引っ張る子どもも、陛下の髪を引っ張る子どももいたようであります、なんか、後でお聞きしましたら、じいじって言ったという話ですね、はい。

それから、大会の本番のときには大会旗を持って入場した境港総合技術高校の生徒さんに皇后陛下の方から、あなたは将来、水産業に就かれるんですかという話があって、就きますというふうに言って、後から聞きましたら翌日市内の水産会社から内定が来たという話をしておりました。知事からも陛下の前で約束したんだから、必ず実現するようにということを言われていました。私も鳥取養護学校の後の、絵画、習字の優秀作品の6点をご覧になりましたので説明をいたしました。本当に気さくに子どもたちに話しかけられますし、逆に子どもたちの方が緊張していたようであります。また、予定にはありませんでしたけれども、絵画、優秀作品の保護者のかたにも声をかけられておられました。それから、10月31日には国公立幼稚園園長会との懇談会、意見交換を行いました。例えば、琴浦町立八橋幼稚園は現在30人になりますけれども、来年廃止をされまして、町立認定こども園となるということで、保育所ベースに幼稚園機能を持たせるということですが、人数が100人近くなるというふうなことで、今後、我々も就学前教育が大事だと言っておりますので、どのようなかたちで進んでいくのがいいのか、意見交換を行いました。

それから、11月4日第2回目となります学力向上推進委員会を行いました。これは、この後、委員研修で新時代を拓く学びの創造プロジェクトというところで報告、あるいはご相談をお願いしたいと思っておりますので、そのときにまた触れさせていただきます。11月7日には県立学校長会、そしてまた、午後はキャリアデザイン研修というかたちで48歳になった教員を対象に、全県で200人ぐらいとなりますけれども、そこで私の方から話をさせていただきました。ちょうどこの日、鳥取城北高校の野球部が中国大会で優勝しましたし、前日には長年の鳥取中央育英の駅伝を覆して優勝したりしております、城北が今、頑張っているわけでありまして、その野球で優勝しましたという話をしましたら、参加した200名の先生がたからワッと拍手が起きました。もう、びっくりしましたね。私立高校のことだから関係ないじゃなくて、小中高の先生方、皆が拍手して、それを喜んでくださいます、私も感激しました。

それから、11月7日と10日でありますけれども、不登校が増えたということを踏まえまして、まず管理職の意識を変えていこうということで、管理職による不登校対策会議を開きました。それで、小中の管理職に集まっていたかきましたが、緑風高校の教頭先生からの提案とか、課題意識等、そういうことも話をさせていただいて、また同じ中学校でも良い取り組みを報告していただいたりして良かったなというふうに思っております。それから、11月9日であります。鳥取短期大学40周年記念式典に参加をさせていただきました。理事長、学長さんの挨拶もありました。1万人を超す卒業生が出ておられますし、卒業生の皆さまの寄付金が1,000万円ということで、1,000万円の目録が手渡されました。また、会場からはオツという反応がありました。また、感謝状の贈呈がありましたけれども、足腰が不自由なかたもいらっしやいます、あらかじめ表彰されるかたがたの功績をスライドで紹介しながら、普段の写真を示しながら実際の賞状のとき

には理事長さんの方からお名前だけと副賞だけとかたち、おもしろいスタイルだなというふうに思いました。式典の終わりました後は、幼稚園の卒業生の中嶋由紀子さんとそして、中嶋邦彦先生とそれから白石由美子先生の声楽でコンサートがありました。私も中嶋由紀子さんのピアノのところだけお聞きして時間の都合で帰りましたが、とってもよい会でありました。

それから、11月11日には、県内の私塾の会というのがありまして、そこに呼ばれました。20近い小規模ながらも塾を持っていらっしゃる先生がたの集まりでしたけれども、そこで、これからの鳥取県教育の目指す方向だとかいうことを、話をさせていただきまして、いろんな意見交換をいたしました。良かったと思います。それから、11月14日でありますけれども、これは平成22年度決算に係る定期監査報告というのがございました。委員長に出席していただきました。本来、そこで渡されるだけのはずだったんですけど、意見交換になっていまして、大変ご心労をおかけいたしました。これも別紙で皆さまにお配りしております。何点か指摘をされております。心の病気を抱える教職員の対応についてとか、あるいは特別支援教育の充実についてということがあります。また、これを踏まえながら今後議論をしていきたいと思っております。11月15日鳥取県社会教育振興大会というのがございます、ご挨拶いたしました。今年のこの振興大会は非常に画期的でありまして、全市町村、すべての市町村が自分たちの発表をなさったということで、例年でしたら代表が発表して意見交換をしようと、全ての市町村が発表されたらと、こういうところが幸福度ランキング4位にも反映されているのかなというふうに思いました。午後は、部落解放同盟鳥取県連合会との意見交換を行いました。今後も意見交換をやっていこうということで話をしましたけれども、加配している教員が本当に加配として活きているのかとか、あるいは差別落書きがあった場合には対応マニュアルが本当にそのとおりになっているのかとか、あるいは県連の報告がきちんとできているのかというようなことをご指摘いただきまして、そういうことも振り返りながらより良い関係づくりに努めていきたいと思っております。

11月16日でありますけれども、第2回の県市町村行政懇談会がございました。その際に知事の方から少人数学級を今後どう進めていくのかというお話がございまして、私の方から案を示したり、あるいは予算のシミュレーションをしたり、実際、市町村がどれだけ負担があるのかということ、話をいたしました。そういう中で、やはり一気に導入した方がいいという意見が大勢を占めましたので、それを受けて昨日の定例記者会見で知事の方から来年4月から35人以下学級ということで一斉にやるということ。それから、また、全国の35人学級を国がやるのに先んじてやるということ。そしてまた、幸福度ランキング4位に相応しい県の方針でやると。それから、教育は大事だとか、あるいはこれまで頑張って節約してきたお金を、今度はこういうかたちで県民の皆さんに還元していくことも大事だとかいうことを話されました。知事の昨日の会見の中で、やはりずっとお聞きしておりましたけれども、一番気にかけておられたのは大量に教員を採るということで、質の低下はないのかということが一番気にしておられました。また、実際の会見でもそこが一番心の中で悩んだ部分だったと、ただ、教育委員会の方からAとかBとかCとかということで採用しながら質を高めていくという話を聞いて、自分としては納得したと、だから踏み切ったんだということをおっしゃいました。そういう会見を聞くにつけても、我々はこういうふうなことが決まっていく以上、より責任を持って教員の資質の向上にあたっていかなきゃい

けないし、少人数学級を活かした教育力の向上に力をより強く入れていかなきゃいけないというように思いました。

今後は、市町村教育委員会と個別に話をし、具体的に課題はないのかとか、あるいは教室不足はないのかというようなことも聞きながら、最終調整をして予算要求をしていきたいと思っております。それから、昨日は未来を拓くスクラム教育のフォーラムをアロハホール、湯梨浜町で開催いたしました。180人ぐらいお出でくださいましたけれども、いろんな紆余曲折ありながら、もうマニュアルもないし、やり方も分からないし、まったくの未知のところを歩んできたわけがありますけれども、各地域に沿った手応えを各タワー等も感じておりまして、良い発表になったと思っております。文部科学省から調査官、あるいは福井県の教育委員会からも義務教育課の参事さんに入っていて、県内のかたがたと一緒にディスカッションをやっていただいたりしました。以上でございます。

委員長 はい。いろいろたくさんの会合、会議にご出席いただいたようですが、それぞれ前向きな良い手応えがあったように、今、お聞きしましたのでうれしいことです。これを励みに頑張っていかなきゃいけないと思います。ご苦労さまでした。では、議題に入りますが、本日の署名委員さんは岩田委員さんと山田委員さんをお願いします。

委員長 まず、議案第1号ですが、これは人事に関する案件ですので非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 はい。異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定し、これより非公開といたします。関係課長以外の方は退席してください。

[非公開]

議案第1号 鳥取県教育審議会委員の任命について

委員長 では、議案第2号について説明願います。

3 議事

[公開]

議案第2号 県立高等特別支援学校の校名及び学科名について
特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 議案第2号県立高等特別支援学校の校名及び学科名についてでございます。まず、学校の名称は鳥取県立琴の浦高等特別支援学校とするということでございます。琴の浦と言いますのは、旧赤碕町から旧東伯町の海岸一帯の呼称でありまして、趣があって、響きの柔らかさや優しさを感じさせる名称であるというふうに思います。また、学校が設置される地域の名称を入れるということにつきましては、地域に愛され、地域と一体となった取組みを進めていくことが期待されるということで、このように案として出させていただいたところでございます。

それから、特別支援学校か、支援学校かにつきましては、特別支援学校としたいという気持ちでございまして、それについては、障がいのある子どもたちが学ぶ学校の公的な名称、公称として特別支援学校という公称があるということ。そして、この特別を入れるということについて、特別支援学校とするということで、ニーズに合わない特別な支援をするというイメージには直接に結び付かないと、このように考えているところでございます。また、学科の名称については、生産流通科及びサービスビジネス科としたいということでございまして、生徒たちが志を持って学び、就労を目指すという学校設置の趣旨に沿い、かつ、取り扱う作業種目をイメージしやすいものであるということで、このように考えているところでございます。以上です。

委員長 これについてご意見ございませんか。私は琴の浦という名称は、これは良いな、良い感じだなと思いましたが。それから、特別を入れるか入れないかということについては、私は、先程課長さんがおっしゃったように、特別なそのニーズに合わせて、ここは就労促進のための支援する学校だと。特別なものだという意味で、やはり私は子どもたちを特別視するという特別ではなくて、特別な支援をするんだと、しっかりと。そういう意味合いで特別支援学校とあった方がいいなって思いました。学科の方はこれで良いではないかと思いましたが、他の委員さんはいかがでしょうか。

委員 私も学科名は全然異論はないですし、琴の浦も美しい響きで、何かちょっと、雅な感じがして良いんじゃないかと。特別ですよ。本当はどちらかと言うと、ない方が良いんじゃないかなと思うんですけど。これ、特別を残すのが5票で、特別を削除するのが10票っていうのがありますよね。この15人の内訳っていうのは、この1ページめくったところのリストですね。そうすると、考え方としてはかなり現場に近い、学校に近い立場の皆さんっていうことなんですよ。その皆さんが、15分の10までが特別を削除するというご意見だということは、やっぱりこれは重視した方がいいんじゃないかなということを感じるんです。

特別支援教育課長 参考までに全国の方をちょっと調べて、申し上げますと、小中学部の特別支援学校と、小中高まである、いわゆる総合ですね。小中高まである特別支援学校においては、全国で246校が特別支援学校でございまして。それから、特別がないものですね、支援学校としたり、総合支援学校としておりますのは、合わせて92校ということでございまして、全国的に見ても特別支援学校としているところが多いということでございまして。また、今度は高等部のみの特別支援学校、この琴の浦と同じような形ですけども、高等部のみのもので全国を見ていきますと、特別支援学校でありましたり、高等特別支援学校であるというのは21校。それから、それ以外の支援学校であったり、特別を入れないものですね。総合支援、高等支援、合わせてこれらは12校でございまして。

委員 最近のすう勢とか、流れみたいなものあるんですか。

特別支援教育課長 当初、平成19年度から公称として、従前の盲学校・聾学校・養護学校と言っていたものが、文科省の方で特別支援学校と統一することになりまして、各学校が校名変更ということで、養護学校、結構、全国的には、今、半分ぐらい校名変更をしてきているんです。それで、特別っていうのは、特別なことはしてほしくないんだと。ニーズに合った、いわゆる支援をしてほしいんだっていうことで、特別を取ることもあったように思いますけども、このように、

さっき申し上げましたように、全国的に見ましても高等特別支援学校が多いというのが、実際のところですね。

委員 僕も特別はあった方が良くように思います。というのは、副題として、また作らざるを得ない、ややこしいことをしないで、初めからこう上にポンと特別支援学校と書いておいた方がすっきりするんじゃないかと思えます。赤碕も琴の浦も捨てがたいなっていう感じがするんですけど、琴の浦できれいかなって感じがするんで、僕は原案に賛成です。

委員長 委員さん、どうですか。

委員 例として、いろんな全国的な例っていうのは鳥取県に当てはまるかっていうのは、私はあまりそうは関係ないんじゃないかなって思うんですね。それぞれの県に特性があるわけですから。それで、その中で特別っていうのはどうなんだろうかって言って、今の話し合いの中で見ていると、なくてもいいのかなという感じがしないでもないですね。それで、琴の浦、名前的な感じが良くなっていうのは、ちょっと言い方によっては失礼かもしれませんが、せっかく琴の浦という言葉で学校名が決まるのであれば、何か琴の浦高等支援学校の方がさっぱりして良いかなというような感じが。さっぱりというのが良いか悪いか分かりません。ただ、全国の例というのは地域性がありますから、そんなに意識しなくてもいいんじゃないかなということは感じます。

教育長 親としては、何が特別なのかという思いがあり、削除してほしいというのがあるわけですね。何と言いますか、特別であるっていうことをイメージではなくて、やはり特別支援教育なんだという中で、我々はやっていますし、特別支援教育の充実ということでやってきましたし、今後もいろんな支援をやる上では、特別支援教育という範疇の中でやるのが良いわけであって、もし今後、白兔養護とか、鳥取養護とか、いろんな特別支援学校の名前を、学校名を変えていくという際に一律にやるのなら、それは良いと思えますけれども、現時点でスタートとしては、やっぱり一番オーソドックスな形が良いのかなというふうに思いますけどね。

委員 僕が今年、県教委の事業でいろんな特別支援学校に行かせていただいた感覚で言うと、障がい児教育っていうのは教育の原点だっていう話があって、これはちょっと、職業支援っていう部分があるんで、少しまた別っていう言い方もあるかもしれないですけども、その障がい児教育が教育の原点だという立場に立てば、いや、これは特別じゃないんだって言い方をするとということも、これは1つ、何というのかな、ニュアンスの問題じゃなくて、ある原理原則、基本的な考え方を鮮明にするのに、すごく重要なことなんじゃないかっていう気もするんですね。特別じゃないんです、これが教育なんですっていう。そう考えると、僕はとるべきなんじゃないかっていうことも思うんです。

委員長 そうですね。意味、分かります。一人一人に合わせた教育をするっていうことですよ。

委員 そういう意味で、ですね、はい。

委員長 個々に応じた教育、それが当たり前のことなんだ、普通のことなんだと。

教育長 そうなると、今度は特別支援教育そのものの名称も考えて行かないといけない。逆に今、そういうことをする中で、あえて特別を取るっていう意味が非常に何か、理念的とか、感覚的とか、あるいは1つのイズム的なものとかいうことで左右されるのではなくて、まず、教育の

王道として何が普遍的なスタイルなのかっていうところを、やっぱりそういうものを考えておいた上でのことは、ノーマルな形に持っていくということで、将来的にいろんな形に、次に進んでいく段階があるかもしれませんが、最初は、琴の浦は変わらなくても、次のことで変わる場面まで出て来てくるかもしれませんし。今は、最初いろんな形で支援を受けるためとかは、皆さんの協力をいただいている上では、全国的にはあまり関係ないとおっしゃいましたけど、一般的な形での琴の浦高等特別支援学校の方が、何となく我々としては今後進めていく上でもやりやすいような気がするんですけどね。

委員 1つの用語としてあるので、それで、そういう意味で特別支援という用語をきちっと使った方がすっきりするっていうのと、委員が言われた意味はよく分かるんですけども、今、そういうことをやるのが、むしろ、ごく当たり前のレベルになっていくという意味で、特別支援をするんだっていうことにして、そういうことをはっきり打ち出した方が、本当にすっきりするような気がするんですね。それで、教育長が言われたように、全国的に、ああそうだって話になったときに、また特別をどうするか、どうかっていうのは考えたらいいのかなっていう感じかして、こうしといた方が、何か今後進めやすい感じがしますよね。

委員 1つ聞きたいんですけど、今の現状は、ここに書いてある、生徒保護者共に障がいということに自覚ということを書いてありますよね。これで一番最後の方に10表の下の方に、下段に、親として何が特別なのかという思いがあるということ。今の現状というのはどちらが多いんですか。推測になるかもしれませんが。

特別支援教育課長 私も具体的なところまで数をちょっと調べたわけではないので、私の印象ということになってしまいますけども、私が知っているのは、やっぱり特別ではないんだと。支援を受けるのは当たり前なんだというところの保護者の声は多く聞きます。ただ、今最近、保護者の中にも障がいということについて、自分で受容して、受け入れて、立ち上がっていかなければ、やはり成長していかないというお考えもありまして、特にそういったかたは、本当に精力的に親御さんもお子さんもやっている方なんですけども、そういった方もおられまして、そのような方はあえて特別を残すんだと。胸を張って自分は障がいがあるんだということも言っていきたいんだということで、このような意見も出たところでございます。

委員 いわゆる、自覚ということ意識した教育ということをするんだったら特別というところで、名前ばかりじゃなくて、そういうふうに、よく分からないですけど、そういうふうにされるのであればそれをしていただきたいと思います。

委員長 そうですね。今、いろんな面で自分の立場を自覚するということが事の原点だということをよく言いますね。それで、自分がどういう具合に生き方を見つけるとか、というところが学校現場でよく言われることではありますね。

委員 今のような議論というのが、特別を残すということになったときに、こういう関係者のかたにもこういう過程の中で、やはり残すことになりましたというのはしっかり伝えていただけるんですかね。

特別支援教育課長 そのようにしたいと思います。

委員長 そうですよ。

委員 それから、これ、直接この件とは関係ないんですけど、今、障がいということの定義ってどういうふうになっているのかなと思って。要するに、古い障がい観だと、例えば手足が動かないことが障がいなんだということ、でも、今はそれが障がいではなくて、そのことに伴ってその人が生きづらいということが障がいなんだあって、障がいは手足ではないんだという考え方と両方あるんじゃないかなと思うんですね。

特別支援教育課長 この件については、本年度8月5日に、障害者基本法の一部改正がされまして、その中でも障がい者の定義が変わりました。いわゆるその本人が持っておられる気質的なと言いますか、そういった部分の障がいといったものに加えて、社会的障壁というものが生まれて、その両面からとらえるということで、その社会的障壁をどんどん減らしていけば、障がい者ではなくなっていく部分もあるんだというような考えになってきています。

委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 はい。ご説明いただくということで、はい。

委員長 そういたしますと、いろいろご議論いただきましたが、議案第2号は原案どおり決定いたしました。続いて、議案第3号について説明願います。

[公開]

議案第3号 平成23年度末公立学校教職員人事異動方針について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。議案第3号平成23年度末公立学校教職員人事異動方針についてお諮りいたします。はぐっていただきまして、今年度末の人事異動方針についてですが、6ページを見ていただきますと、昨年度との新旧対照を載せておりますけれども、この人事異動方針については22年度末と変えておりません。変更はございません。1番から7番までであるそれで人事異動を行っていくということでございます。変更点といたしましては、県立学校の人事異動取扱要領についての変更でございます。

22年度末までは、教職員の退職についての項目において、退職の促進というところ、ア、イと分けてあって、イで学校数及び学級数の減少に対応するため、退職を促進するという項目を残していたんですが、これが現状に合わない、実際には、今、そういうことはしていないということで、そのイの項目を削除いたしまして、アの項目のみ、ですから、「ア」を取りまして、「身心の状況、勤務の実績、その他の事情からみて退職が適当と認められる者については、退職を促す」という、この項目だけを残すということでございます。それで、市町村立小・中・特別支援学校の方はどうかと言いますと、実際にこれから学校の統廃合等もございまして、この項目は残しておくということで、この項目は残しておいて、22年度末と変わらないということになります。そういうことでやりますと、3ページの県立学校の人事異動取扱要領の6の(2)が、今述べましたようなかたちに変更になるということでございます。このようなかたちで人事異動を行っていきたいというふうに思っておりますが、1ページを見ていただきますと、一番上に書いておりますが、学校教育の自立発展と教育水準の向上を期するため、広く全県的視野からこの以下7項

目によって人事異動を行うという大方針で、今年度末の人事異動を行いたいというふうに思います。以上です。

委員長 はい。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

それでは、私の方からちょっとご質問ですが、これは異動方針になるか、取扱要領に入るのか、ちょっと検討いただければと思うんですけども、幅広い人事交流、人事の刷新ということがいつも謳ってあるわけですが、教職員の多忙化というようなことも含めて、広域人事による遠距離通勤、このことについてちょっと配慮する必要があるかということを感じています。独身の男女というような、子育ての対象でないかたについては勤務地に近いところに宿舍をとって、そこから通勤ということは可能であります。現にしておられるかたはありますが、幼児、小学校低学年とか、そういう子育て世帯において、遠距離通勤が課せられているという状況は、子育ての面でも、本人さんの疲労感、同じ仕事をしていても出勤、それから退勤に合わせてそれだけの時間がかかるということは、ちょっと配慮をしていく必要があるかということを感じているところであります。

参事監兼高等学校課長 原則として、1時間以内の通勤圏ということでの人事異動を行っておりますし、その地区間になりますときには、それはそちらの方に、例えば、鳥取から米子というようなことであれば、その米子の方に住居を構えるということを前提にして、それは異動させるということに。

委員長 当の該当する者についてはその辺の生活の候補地なんかを書く欄がありますよね。そういうことも多分、配慮はしていただいていると思うわけですけども、ちょこちょこそれに外れるような遠距離通勤の者があって、今もう5時に退勤ということはほとんどない学校現場ですから、かなり帰宅は遅くなるというようなこと、幼児の世話なんかもある、あるいは出勤までに保育所等に預けられない時間帯に出勤しなければいけないという状況もあるというようなことで、本人さんの調査書、校長さんの副申ですか、その時にしていただくようしっかり、その本人さんにその辺を確認していただくというような、これは取扱要領になるかもしれません。方針に書くまでのことはないかと思いますが、いい具合に改善が、人事を組まれるとき、大変ながらにいろいろ組んでいただいているところですが、中にはそういう事例もちょこちょこあるということで、今後よろしくお願ひしたいということです。

委員 今日のご提案のところの話で、イを取るということなんですが、先程のご説明では、現状にそぐわないということなんですか。それで取るということなのか、むしろ考え方や理念として、こういうのはもうなくした方がいいと思うのか、そこら辺のところはどうなんですか。というのは、市町村は残すというような話だったんですけど、なんか、こうだから退職を促進するというのが理念として市町村の場合も含めてあっていいのかなというふうに思うんですけどね。結論から言うと、僕はなくすのは賛成なんですけども、どういう考えに基づいてなくすのかというのは、はっきりした方がいいかなと思うんですけど。

参事監兼高等学校課長 実際に学校が減ってということ、今、今年度末のことで言いますと、ございませんし、今年度末のその人事異動方針。

委員 それは現状に対応してということですね。

参事監兼高等学校課長 はい。現状ということを考えてときに、これはなくても良いの方になります。

委員 それはそうだけど、ものの考え方として。

教育長 将来的な視点も含めてということですね。

委員 理念としてどう考えるかというときに、現状、たとえそうでも、こういう意味での退職勧告はしないんだという姿勢もあっていいのかなという気がするんですけどね。いや、だから、イはカットするのは賛成なんですよ。賛成なんだけど、どういう意味でというのをちょっと、そのとき考えられてもいいのかも分からないけど、今、どうしても減らさないけんから減らすんだということでもいいのか、もうちょっと違う、先生方を大事にするというスタンスをどう持つかというのもあっていいのかなという、そういう問題提起です。

教育長 アの方は、当然退職促進。

委員 それは当然あっていいと思います。

教育長 イで、もう思いもよらずに事が起きて、定員を削減する必要があったということには、もう当然辞めていかなければ、条例の定数よりかはるかに上になってしまえばね。それで、高校は当面そういうことがないだろうということですけども、市町村の場合は非常に不確定要素が多々ありますし、特に学校数が減ってくると管理職が降格になるかどうかということに絡んできますよね。

委員 ちょっと問題を提起しておきます。

委員長 1つ質問させてください。3ページに、4番に特別支援教育の振興のための措置についてということで(3)番に、特別支援学校と小・中・高との人事交流を促進すると、その中の最後に原則って6年程度、これが相当年勤務した者、これは異動促進するという、この6年というのはどういうことを想定した6年なんでしょうか。

教育長 一応2サイクルだよな、1、2、3、1、2、3という。

参事監兼高等学校課長 1、2、3と上がって行って、持ち上がって行って、そういうかたちでの、例えば小学校だったら1年から6年までというような6年あるし、中・高で言いますと1、2、3というのが2回ぐらいというようなその程度の考え方です。

特別支援教育課長 今、特別支援教育っていうのは、全校種で実施するというふうになっておりまして、高校の通常学級でもそうですし、小中の通常学級もそうです。そういった意味で、そういった県内の特別支援教育を充実させていくっていう趣旨でも、こういったことが必要かなというふうに考えます。

委員長 はい。

委員 委員長の質問の意図は何ですか、6年というのに何か拘りがあるんですか。

委員長 いや。この6年はどういうところから出た数かなって。

委員 良い特別支援教育するには、そこでやっぱり年数は要るだろうと。

委員長 はい、そういうことです。

委員 だから、最低、今、これくらいの年数があつた方が良いんじゃないかと、3年よりは5年、6年ぐらい。だけどあんまり長いのも問題があるというので、そういう意味の6年と僕は受

け取りましたけどね。

委員長 他にご質問ご意見はございませんか。よろしいですか。はい。それでは、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告事項に移ります。報告事項アを説明願います。

[公開]

報告事項ア 平成24年度鳥取県立学校学習助手採用候補者選考試験実施要項について
特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 はい。平成24年度鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験実施要項についてでございます。選考試験の概要でございます。1番は実施する校種、分野及び採用予定者数でございます。特別支援学校農業分野、自立活動分野4名でございます。2番の受験資格につきましては、ここに書いておりましたとおりでございます。出願期間は、平成23年11月10日～11月30日。選考試験の内容につきましては、適性検査、一般教養試験、専門試験、面接試験でございます。出願書類の交付につきましては、ここに書いておりましたとおりでございます。その他のところに書いておりますが、実施要項、志願書様式を鳥取県教育委員会ホームページに掲載いたします。以上でございます。

委員長 はい。いかがでしょうか。

教育長 これ、今気づいたけども、出願書類の交付が30日までであるし、出願期間も30日までだよ。これ、消印有効じゃないよね、消印有効ですか。消印有効ならそうだけど、消印有効じゃなかったら実質不可能だよ、受け取ってすぐ出すと、可能かも分らんけどね。

特別支援教育課長 消印有効です。

教育長 消印有効。はい、分かりました。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 平成24年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の結果について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。報告事項イ、平成24年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の結果についてご報告いたします。はぐっていただきまして、第一次選考試験を7月16日、17日に行い、第二次選考試験を9月12日～17日にかけて行いました。その結果、A登載者となりましたものが、小学校で70人、中学校で26人、高等学校で2人、特別支援学校で18人、養護教諭で8人、合計124人がA登載ということで、10月25日にこのことを発表しております。併せて、B、Cの登載者が全部で150名おります。この150人につきましては、前にもお話ししましたが、B、Cというふうになっておりますので、次の年度に同じ校種の同じ職種、教科を受験する場合は、一次試験を免除するということになっております。

それから、3番を見ていただきますと、県外で3年以上教諭として活躍されております小学校

の教員に対する現職教諭対象とした選考でございますが、これに応募された方が14人おります。そのうちA登載者となった方が10人。あと4名の方について、ちょっと言っておきますと、1名は欠席です。1名がC登載、2名が不合格ということになっています。あとは、ここにあるようなかたちでございます。以上でございます。

委員 この3番の現職教諭対象とした選考というのは、どういう選考、試験内容なんですか。

小中学校課長 はい。面接が中心でございます。

委員 面接が中心ですか。それで、2の方が落ちたということですね。

小中学校課長 はい、そうです。1名のC登載も、採用にはなりません。

委員 ならない、はい。

教育長 面接が中心というのは、二次試験から受けるんでしょ。

小中学校課長 そうです。

教育長 特別に面接だけじゃないんだね。二次試験から入るということでしょ。

小中学校課長 そうです。はい。二次試験を受けられます、はい。

教育長 一次試験は免除ですよ。

参事監兼高等学校課長 一次試験は面接だけをやっております。

教育長 一次試験は面接だけして、二次試験は皆さんと一緒にやると。

小中学校課長 そうですね、適性検査等もしていただいて。

教育長 だから、一次試験の学科がないだけです。

小中学校課長 一次試験は面接をさせていただいて、全員合格でありました。

委員長 はい、いかがでしょうか。

委員 なかなか4や5というのがあれですね、受からないですね。

教育長 そうですね。少しこのあたりも考え方を考えていく必要があるのかなと。いつまで経っても、過去にやっていますけれども合格した例がないですね。少しやり方を考える必要があるのかなと思います。

委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。続いて報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 平成23年度学校給食文部科学大臣表彰について

スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。平成23年度学校給食文部科学大臣表彰についてでございます。今年度の受賞者は南部町立西伯給食センターでございます。功績概要につきましては3番に書いてございます。地元産食材を取り入れた献立作りを進めてらっしゃると、あるいは、今年度は完全米飯給食週5日やっていらっしゃるような取り組みを進めておられますし、また、栄養教諭を中心にしまして食育指導なんか熱心に取り組んでいらっしゃるということが評価されています。表彰式は去る11月8日ございまして、第62回全国学校給食研究協議大会において表

彰をされてございます。以上でございます。

委員長 はい。よろしいでしょうか。じゃあ、続いて報告事項工を説明してください。

[公開]

報告事項工 平成 24 年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項及び鳥取県立特別支援学校募集要項について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。報告事項工、平成 24 年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項及び鳥取県立特別支援学校募集要項についてご報告いたします。はぐっていただきまして、試験の日程等につきましては、すでにお決めいただいております。それに基づきまして、別冊で置いておりますこの冊子、これの中に実施要項と募集要項を作っております。このことにつきましては、東部、中部、西部地区で、それぞれもう、11月9日に東部で、11月10日に中部で、11月8日に西部で行っております。また、この要項につきましては高等学校課及び特別支援教育課のホームページでも、今、公開しております。

それで、はぐっていただきまして、主な変更点でございますが、高等学校におきましては、(1)につきましては、学習成績分布表の提出に関する記載を明確にしたということ、(2)につきましては、県外の志願者で鳥取県の収入証紙の購入が困難な方に、その対応方法を記載したというものでございます。はぐっていただきまして、特別支援の方につきましては、この1～6にかけての変更をしたということでございます。以上でございます。

教育長 その主な変更点、誤解を、不要な誤解を避けて。

参事監兼高等学校課長 例えば、高校のことで言いますと、県教育委員会には一般入試の出願期間である、いつまでに提出というようなことなんですけど、学習成績分布表ということを出しなさいよということを書き、その公表はこういうことをしてくださいということが十分伝わらない、実際には伝わらなければいけないんですが、そのことが伝わりきれてないということで、きちんと文言に書いたということです。

教育長 何をというのが分からなかったんですね。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 これは内容ではないんですけど、書き方なんですけども、変更が、こちら側23年度の、変更前が左にあって、変更が右にありますよね。それで、先程、例えば人事異動方針っていうのは反対側、反対になってますね。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 それは、ルールはどうしているんですかね。それはやっぱり、統一がされてるんじゃないでしょうか。

教育長 右見たり左見たりですか。

委員 だから、だいたい古いのが右に来ますよね。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 何かあるなら教えてくださいという意味で。

教育長 気をつけるんじゃないかとどうなんですか、どっちが正しいんですか。

委員 どっちが、あれだろうということで、一般的には古いのが右の方ですね。

参事監兼高等学校課長 はい、おっしゃるとおりです。

委員 じゃあ、今後変えるということになりますか。

参事監兼高等学校課長 変更があれば必ず右にし、変更後は左の方に。

教育長 いや。こちらの方がちょっと統一してね。

委員 そういう次元の話ならそれでいいです。何か意図があってそうされているのかと思ったので。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、報告事項を説明してください。

[公開]

報告事項 家庭教育に関するメディアミックスによる広報について 家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。家庭教育に関するメディアミックス広報についてご報告させていただきます。家庭の教育力の低下というのがさまざまな場面で指摘されているところでございますが、子どもに対する関心が希薄になっている保護者に子どもとの関わり方を振り返ってもらうということで、11月20日の家族の日、これは内閣府の方が11月の第3日曜日と決めているのですが、その前後にさまざまな広報媒体を活用して家庭教育の必要性について啓発を行っております。広報の一案としましてはテレビ、ラジオ、新聞、親世代が読むようなタウン誌、ポスター、チラシ等ということで、ポスターについては公立幼稚園、小中学校、病院、文化施設であるとか、役場等に配布、チラシにつきましては小学校を通じて保護者であるとか、あるいは乳幼児健診等で幼稚園に配布しようとしています。さらに中学校についても、中学校を通して保護者に配布ということでございます。なかなかテレビを使っての広報というのは難しいんですが、今年度は国の10分の10の安心子ども基金というのがございまして、大々的に啓発させていただきました。もうご覧になられた方もあるかもしれませんが、流させていただきます。スクリーンをご覧ください。

家庭・地域教育課長 はい。ということで、ポスターの縮小した分も添付しておりますが、仕事や家事だけでなく最近は携帯とか、テレビとかに気を取られて、子どもの顔を見ずにお乳をあげたり、上の空で返事をしたりというような親も多ございますので、「向き合っていますか、子どものかけがえのない今に」ということで、テレビ、ラジオ、それからポスター等作らせていただきました。ちょっと反応があるだろうと思いますが、あと、チラシを配布させていただいておりますが、じゃあ、具体的にどういったことをしたらいいのかということで、お母さんに子どもと向き合っていますかとか、大人のペースに子どもを巻き込んでいませんかというような警告をした上で、実際に手を止めて話を聞こうとか、しっかり褒めて叱ろうとかいうことで具体的にこんなことをしてほしいというようなことで、チラシを作らせていただきました。

また裏の方には、鳥取県の方で保護者をスムーズに運営する、参加型の保護者会を進めるファシリテータ派遣とか、子ども読書アドバイザーとか、携帯の推進員の派遣とかいうことで掲載をしております。昨日も実はそのチラシがいいということで、保護者会に使いたいでちょっと60部ほどまとめて欲しいというような方も来られまして、うちの方でもいろんな研修会等でこのチラシを活用してまいりたいと思っています。以上です。

委員長 委員さん、まだ間に合いますからね、いいですか。

委員 はい。反省を。

委員長 いいですよ。

教育長 とてもいいことで集中的に広めていきたいと思いますが、もう1つの心とからだいきいきキャンペーンと、あれと整合性を取っていかないといけないね。

家庭・地域教育課長 はい。

教育長 それからこういう家庭教育っていう面でのアプローチと、心とからだいきいきキャンペーン、うまくミックスして、ともにいいかたちで普及してくれたらいいなと思うんですけどね。

委員 ちょっと質問いいですか。家庭での生活を振り返ってみましょう、でチェックするのがありますよね、1～15まで。

家庭・地域教育課長 はい。

委員 これは主語が、例えば1～2、3は親がこうしているかとか、4、5、6は親がこうですけど、7、8、9はどっちのことを聞いているんですか。親のことを聞いているんですか。子どものことを聞いているんですか。それから、13～15は地域の行事に進んで参加してますは、子どものことですか、親のことですか。それは、明確にぱっと分かるのとどっちを聞いているのかなと思うのと。

家庭・地域教育課長 申し訳ありません。これはうちの方が、ちょっと整理ができておりませんで、後で、ちょっと私の方も気が付きまして、確かに親に向かって言うことと、子どもができているかどうかということで、ちょっとごっちゃになっておりますので、

委員 ごっちゃになっていますよね。

家庭・地域教育課長 次回からは整理をしてまいりたいと思います。

委員 はい。早寝、早起きを親がしているのか、子どもがしているのか。

家庭・地域教育課長 はい。ただ、実際には親の生活で子どもは、

委員 いや、いや、だから、本当は本人に聞いてほしいなと思いますけれども。

家庭・地域教育課長 ですね、分かりました。

委員 ごっちゃになっているんで。

家庭・地域教育課長 はい。

教育長 でも、大人のペースに子どもを巻き込んでいませんかというの、親が中心ですね。

委員 だから、外遊びや運動をしていますかというのは、親に聞いているんですか。

教育長 親がそういうのは率先して。

委員 ほんとは僕はそうだと思うんですよ。ほんとはそうあるべきだと思うんですけども、多分子どものつもりで聞いているんだと思うんですね、ここは。

教育長 どっかでこんがらがっちゃったんですね。

委員 要はチェックするときに分かりやすくされた方がいいと思います。

家庭・地域教育課長 はい。承知しました。次回からはそうします。

委員長 先程ありましたけど、やっぱり子どもの姿は、やっぱり大人が後ろ姿で教えるという、あれはないといけませんね、だから親も子も一緒に努力事項、頑張ってもらいたいことではないかなあというふうに思いました。

家庭・地域教育課長 はい。

委員長 いいものができました。

委員 これ、デザイン的には公共広告というジャンルのものに入るんだと思うんですけどね。

家庭・地域教育課長 はい。

委員 本当に、僕のことちゃんと見てほしいというメッセージに引っ掛かって貰いたい人というのは、こう少し極端な言い方かもしれないけれども、例えば、こういうパンフレットを家に子どもが持って帰っても、開かないようなお家だと思ってしまうんですね。そうするとね、そう考えたときに、例えば、これがね、これが全面にあって、僕のことちゃんと見てほしいというメッセージだけが載っかっている広告というのと、ここの下ってというのは、少しく教育的なこうちょっと口さがない言い方をすると説教くさいメッセージが載っかるんですね。それで、そうするとこれ載っかるとノーと言う人多いんですよ。だから、そう考えると戦略として僕のこと、ちゃんと見てほしいっていうメッセージだけが載っかっていて、そこで引っ掛からせて、どう一步一步連れていっていかってということがおそらくここで考えていらっしゃる、メディアミックスということじゃないかなと思うんです。要するに広報の戦略としては、だから、ビジュアルとしては面白い、CMもいいと思うんですけど、そこら辺、もう1段戦略を立てられると結果的な訴求効果っていうのが上がっていくんじゃないかなという気がするんですよ。

教育長 メッセージをちゃんとやってみて、おっと思っても、だんだん下にいくに従って。

委員 そうそう、やっぱり。

教育長 そんなの分かってるよって、言われたくないことなんだって。

委員 そうそう、そうなんです。

教育長 分かっているんだよってね。

委員 あえて、誰が出しているんだこれはっていうふうにやるのも1つの戦略かなと思うんですよね、そこら辺は、ぜひ相談していただいて。

家庭・地域教育課長 確かに、教育委員会ということで、ちょっと欲張ってしまったということがあって、反省としてございます。確か今の引っ掛かってほしい親というのが、一番の問題でございますので、このチラシの後ろにありますけども、このとっとり子育て親育ちプログラムファシリテータを派遣しますというのを、保護者、入学前説明会とかの就学前研修みたいなすべての親が引っ掛かるところです、こういう企画も活用しながら、そういう保護者に訴えてまいりたいと思いますし、ちょっと広報については、再度改めて。

委員 コピーもいいし、写真もいいし、文字のバランスも。

委員 少年の表情がいいですね。よく表しています。

教育長 はい。ただ、だんだんと字が小さくなっていった。それで、ラジオも同じ音声流れております。

委員 ただ、せっかくな、他のメディアがあるので、例えば、ポスターだけはかなり情報絞りで、なんだろうと思ってラジオで聞いたら、そんな話だったんだってなるんで、そんな状況が。

教育長 みんな1つで、同じ内容完結でなくて。逆にこれはこれでシンプルなものとして、あのことかっていうね、連想が重なっていくようなことですね。初めての取り組みで、面白いですし、ちょっと、またやって、また言いましたように、いきいきキャンペーンで、少し運動しながらやっていきたいと思います。

委員長 それでは、続いて、報告事項力を説明してください。

[公開]

報告事項力 平成 23 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰について
家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。報告事項力、平成 23 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰についてご報告させていただきます。今回、文部科学大臣表彰ということで、3 校の P T A が表彰を受けることになりました。1 つは米子市立和田小学校の P T A、これは地域の音楽会や中高生のコーラスとか、演奏聞く音楽フェスティバル、さらに地引き網や郷土料理を地域の方と調理したり、仕事したりする海のフェスティバル、それから、親子ふれあいキャンプ等、家庭地域を巻き込んだ様々な交流活動を頑張っていられる P T A でございます。それから 2 つ目は、中学である鳥取市立南中学校 P T A で、こちらは校区内の小学校と連携して、寝る時間、起きる時間、家庭学習を開始する時刻の 3 点を固定化する、3 点固定に取り組んで、生活習慣の定着とか、家庭学習の習慣になることを図っています。それから、最後鳥取県立倉吉総合産業高等学校、これは学校と家庭が一体となって、あいさつ運動であるとか、遅刻ゼロ運動に積極的に取り組んで、実際に平成 22 年度には、遅刻が 1 人、年 0.3 回ということで激変して、地域からも非常に評価を受けているという 3 校でございます。以上でございます。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、続いて報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 平成 23 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について
家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。報告事項キ、平成 23 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰についてご報告します。本県の受賞者は木下力雄さん、日本ボーイスカウト鳥取連盟の理事をなさっていらっしゃる方でございます。昭和 52 年から長きにわたりボーイスカウト鳥取連盟において、青少年の健全育成に長年尽力されたということで、本日、文部科学省の方で表彰を受けることにな

っております。以上です。

委員長 よろしいでしょうか。それでは、続いて報告事項クを説明してください。

[公開]

報告事項ク 平成 23 年度地域文化功労者文部大臣表彰について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。報告事項ク地域文化功労者文部大臣表彰についてご報告させていただきます。1 ページをご覧くださいと思いますが、これは芸術文化の振興、文化財の保護に功績のあった方を表彰するもので、知事部局の方から芸術文化の振興、それで、教育委員会の方からは文化財保護ってということで推薦いたしました。その結果、文化財保護の関係では長石肇様、それから参考を下の方に書いてありますが、ちょっと文化財保護と書いてありますけど、これは訂正させていただいて、芸術文化の分野で福井貞子様が表彰されることになりました。表彰式は、11 月 17 日に文科省の 3 階ホールで行います。功績は 2 ページにございますので、ご覧くださいと思います。以上です。

教育長 芸術文化の保護ですか。

文化財課長 はい。ちょっと右の 2 ページには書いてあります、芸術文化の分野でございます。文化財保護が芸術文化ということで。

委員長 よろしいでしょうか。次にいきます。報告事項ケを説明してください。

[公開]

報告事項ケ 鳥取県最古の旧石器時代の集落跡の発見について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。報告事項ケ、県最古の旧石器時代の集落跡の発見がございましたので報告させていただきますのでございます。1 ページをご覧ください。これは大山町豊成にあります豊成叶林遺跡、これ、名和中山道路を作るのに発掘調査をしていたところから出てきたものでございまして、そこからまとまった石器の制作跡と見られる石器ブロックと、たき火をした跡が確認されたということで旧石器時代の炉跡、たき火の跡は、県内は初めてでございますし、また石器ブロック、その石器を作るときに出た破片が溜まったところなんですけど、それが出たということで、これ、今まで県内では、石器は散発的に大山山麓で見つかったんですけども、今回、このたき火をした跡、それから石器ブロックは全体が見つかったということで県内初ということで貴重な遺跡だとして注目されているものでございます。

特に、この下に写真がありますけども、左側が黒いのが黒曜石、それから右側が玉髓で出来たものでございまして、その当時は、隠岐の島まで陸続きだったということで、それからこの玉石は、出雲の玉造のあたりにあるところから産出されたものということで、その動きもなかなか分かって貴重だということでございました。今、右側 2 ページに情報の公開状況を書いております

が、現在、鳥取県立図書館さんの方でこの遺跡の展示会をしております。午後の教育表彰が終わった後でもまたご覧いただければと思います。以上でございます。

委員長 よろしいですか。じゃ、報告事項コを説明してください。

[公開]

報告事項コ 県内の国史跡における行事の開催結果等について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。報告事項コは県内の国史跡に関連しまして、9月～10月にかけて行いました行事の開催状況、それから、今後開催される行事について報告させていただくものでございます。今日、机の上に配らせていただいていたチラシとカラーの写真になったもの、この2枚をちょっとここで使わせていただきたいと思います。先程、米子南高校さんのホームページから取らせてもらったカラー写真が9枚ついております。使わせてもらいまして、1ページ目をお願いいたします。妻木晩田におきまして秋麗祭りを実施いたしました。約2,800名の方にご来場いただきました。その様子は下の写真4枚でございますが、今回は、この米子南高校の生徒さん18人、これは、家庭クラブ、商業科調理部の生徒さんに参加いただきまして非常に良かったということで、そのチラシを見ていただきますと、その様子をホームページに載せていただいてPRされていまして参考までに印刷させていただきました。当日は、知事さんの方も予定はなかったんですが、急遽訪問されて、この鳥商さんの一番下段の真ん中には知事さんと一緒に撮った写真も載っております。また後でご覧いただければと思います。

続きまして、2ページ目は池田家墓所で行いました燈籠会です。今年で第8回目になります。当日は、第16代当主にも来場いただきまして実施いたしました。だいたい、6時半～7時半までの1時間でその写真にありますような芸能の奉納もしております。また、開催にあたりました地域の部落の方等のいろんなお手伝いもあって、今年度は約300名近い方に来場いただきました。また、チラシで出しておりますけども、ライトアップを20日から実施いたします。まだ紅葉には早いようなんですけれども、時期を見て、また期間を延ばすということで遺跡の活用を図っているところでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。第11回全国歴史の道会議・鳥取県大会を9月29日、30日で智頭町の方で行いました。写真にもございますが、委員さんの方に挨拶をいただきまして、2日間に分けて、初日は記念講演、それから事例報告を、2日目は智頭の智頭往来、それから智頭宿、智頭町内にある文化財を巡るツアー等も行ったところでございます。

特に、記念講演では、文化庁の主任調査官からの記念講演、それから博物館の主任学芸員さんからは智頭往来が昔から参勤交代でも使われたということで、それにまつわるいろんなお話、あと、県内の大山古道の復活をいろいろ実施されています方の報告とか、それから、若桜鉄道の活用と事例の報告とか、そういうものもしたところでございます。次、4ページ目でございますが、青谷上寺地遺跡の活用の状況でございます。春に田んぼアートをするとということで種まきをしたところですが、その写真にありますように、徐々に育って行って10月29日の青谷ようこそ祭

りにあわせて田んぼアートの展示と稲刈りと、それから、その古代米を活用した餅つきをしたところでございます。青谷小学校さんの方には稲刈り、それから脱穀体験をしてもらったりして、また生徒が刈り取った古代米を持ち帰ってもらったり、学校給食に使ってもらったりしているところでございます。

稲刈りにあたっては、公募でも実施いたしまして、当日、ちょっと雨で非常に寒かったんですけども9名の方に参加いただきました。ただ、この活用は、なかなか町内の方にも上手く伝わってないというか、情報提供があんまり上手じゃなかったという反省もありましたので、また、来年に向けてはもうちょっといろいろ考えながら取り組んでいきたいと思っております。最後5ページ目でございますが、本日の別のチラシにもつけておりますけども、第3回的大名墓研究会、大名墓を読み解くということで12月10日、11日の土日とかけまして、とりぎん文化会館の方で大名墓研究会を実施する予定でございます。ちょっとたくさんありましたけども、以上でございますし、あと、今日、配布している資料の中でこういうちょっとちっちゃいもの、これは、歴史の道会議で、これを機会にということで県内の全体の古道をちょっと1枚にまとめたものでございます。また、こういうものも利用していただいて、文化財の活用にもつなげていただきたいと思いますところでございます。

委員長 いいですね。

委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、5番まであって主催とか、共催が書いてあるものとか、ないものとかあるんですけど、文化財課の関わりようというのはそれぞれ違うんですか。

文化財課長 違うのは、池田家燈籠会と、それから最後にありました大名墓研究会につきましては、うちの課の中にあります池田家墓所保存会の方が主催でやっています、うちが共催、あるいは後援というかたちで関わってまいります。

委員 でも、これ、この話はライトアップとはまた別の話。

文化財課長 ライトアップは、また、池田家墓所の管理人さんがうちも関わっているんですけども、今回、今年から宮下地区まちづくり協議会さんも一緒にやってあげるよということで。

委員 そうというのが、じゃあ、主催になって。

文化財課長 はい。だいたい人は重なっていますけども。

委員長 はい。よろしいでしょうか。以上で報告事項を終わります。以上で、議事は終了しましたが各委員さんから何かございましたら発言をお願いします。何か、ございますでしょうか。よろしいですか。はい。それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会します。次回は12月22日に開催したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい。以上で本日の日程を終了します。ご苦労さまでした。

(14:35分閉会)